

(公印省略)

循 推 第 6 4 9 号
令 和 5 年 8 月 18 日

一般社団法人大分県産業資源循環協会
会長 矢野 真一郎 殿

大分県生活環境部循環社会推進課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の
施行について(通知)

本県の廃棄物行政の推進につきまして、平素から格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

上記のことについて、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長並びに廃棄物規制課長から、別添のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則を令和5年7月27日付けで一部改正し、同年9月16日から施行する旨の通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴協会員への周知にご協力くださるようお願いいたします。

記

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則改正の概要

(規則第21条第1項)

許可申請等において、同時に2つ以上の申請書、変更届出等(以下「申請書等」という。)を提出する場合、それらに添付すべき書類の内容が同じであるときは、1つの申請書等に添付し、他の申請書等には添付を省略する旨を記載することで、添付を省略することができる。

(規則第21条第2項)

本人確認情報(住民基本台帳法)等を利用し、規則によって添付すべき書類の内容を確認することができる場合であって、その添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略させることができる。

2 連絡事項

当県の取扱いについては後日ホームページにて掲載し、お知らせします。

(担当)

計画・調整班 荒金、伊藤(豊)、相良

TEL: 097-506-3128

FAX: 097-506-1748

E-mail: a13410@pref.oita.lg.jp